

6 消安第 7570 号
令和 7 年 3 月 21 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 江藤 拓

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、食品安全委員会令（平成 15 年政令第 273 号）第 1 条第 1 項及び食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年内閣府令第 66 号）第 3 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項の食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 1 の（2）のロ及び別表第 2 の 3 の（8）の規定に基づき定められた、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準を定める件（平成 14 年農林水産省告示第 1782 号）について、別紙の改正を行うこと。



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準を定める件（平成14年農林水産省告示第1782号）の改正

1 経緯

- (1) 組換えDNA技術によって得られた微生物（以下「組換え微生物」という。）を利用して飼料及び飼料添加物を製造する場合の製造の基準については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）別表第1の1の(2)のロ及び別表第2の3の(8)に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準を定める件（平成14年農林水産省告示第1782号。以下「製造基準告示」という。）に規定されている。
- (2) 成分規格等省令では、組換え微生物を含む飼料であっても製造基準への適合が確認できれば、製造することが可能となっている。一方で、現在の製造基準告示では、設備及び装置の基準として、組換え体を混入せず飼料又は飼料添加物を製造することができる設備を有することを求めている。今後、組換え微生物を含む飼料について、製造基準への適合確認の申請がなされる可能性があることから、製造基準告示を改正する必要がある。

2 改正の概要

製造基準告示第2条により別記に定める製造基準について、以下の観点で改正を行う。なお、本改正を行っても、組換え微生物を利用して製造される飼料及び飼料添加物について、現在と同様の安全性の確認を引き続き行うことから、現在のリスク管理措置を緩和するものではない。

- (1) 製造基準告示別記第1において、組換え体を混入せず飼料又は飼料添加物を製造することができる設備を有することを要件としている規定を、組換え体が意図せず飼料又は飼料添加物に混入しないように製造することができる設備を有することを要件とする規定に改正する。
- (2) 拡散防止措置のための区分である「GILSP組換え体」及び「カテゴリー1組換え体」に関する記載は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）の施行前に設けた基準であり、カルタヘナ法の施行後は、同じ趣旨の規制が同法において規定されたことから、製造基準告示から組換え微生物の拡散防止を目的とする項目のみを削除する。

2 今後の予定

食品安全委員会による食品健康影響評価の結果が得られた後、製造基準告示の改正に係る所要の手続きを進める。